

下記の物品について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和2年5月12日

静岡県知事 川勝平太

## 1 調達内容

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 入札番号     | 出東第6-2号  |
| (2) 購入物品及び数量 | リコー機器用トナーカートリッジ等（単価契約）<br>予定数量 計99個  |
| (3) 購入物品の特質等 | 仕様書による。  |
| (4) 契約期間     | 令和2年7月1日から令和3年6月30日まで  |
| (5) 納入場所     | 仕様書による。  |
| (6) 入札方法     | 各品目の単価に予定数量を乗じた金額の総価による。<br>落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。<br>なお、この契約期間中において、消費税及び地方消費税の税率変更があった場合には、その都度協議し、契約単価の変更を行うものとする。 |

## 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 当該物品を納入する能力を有する者であること。
- (4) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (5) 次のアからオまでのいずれかにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者
  - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

### 3 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、(1)及び(2)に掲げる事項を示した書類を令和2年5月26日(火)正午までに入札説明書の交付場所に提出しなければならない。

- (1) 納入する物品を用意する能力があること。
- (2) 使用済みカートリッジの回収方法

### 4 仕様書・入札説明書の交付場所、担当所属及び交付期間

〒410-0055 静岡県沼津市高島本町1番3号 東部総合庁舎3階  
静岡県出納局会計課東部出納室  
電話番号 055-920-2040

なお、交付期間は、公告の日から令和2年5月25日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

### 5 入札執行の日時及び場所

日時 令和2年6月3日(水)午前11時20分  
場所 静岡県東部総合庁舎別館5階第9会議室

### 6 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (3) 入札の無効  
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 詳細は入札説明書による。